

成田市外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」という。）に規定する外国人起業活動促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、告示及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において使用する用語の例による。

(対象分野)

第3条 告示第4の2(1)に規定する対象分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成田市公設地方卸売市場を活用した流通分野
- (2) 成田国際空港、東関東自動車道等の良好な交通インフラを活用した製造又は物流分野
- (3) 成田国際空港の輸送機能を活用した航空貨物又は航空旅客関連分野
- (4) 商業中心都市としての吸引力を活用した卸売又は小売分野
- (5) 成田山新勝寺等の観光資源を活用した観光、スポーツ、まちづくり分野
- (6) 国際医療福祉大学又は国際医療福祉大学成田病院と連携した医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野（研究開発、製造、健康、医療、介護又はヘルスケア分野）
- (7) 成田国際空港を結節点とした首都圏中央連絡自動車道又は北千葉道路等の交通又は物流インフラを活用した物流関係分野
- (8) 成田国際空港の航空ネットワーク又は国際航空物流拠点機能を活用した精密機器関係分野
- (9) 成田国際空港の航空ネットワーク又は航空機整備拠点機能を活用した航空宇宙関係分野
- (10) 成田国際空港、国際医療福祉大学又は国際医療福祉大学成田病院を活用した健康医療関係分野
- (11) 成田国際空港、成田市公設地方卸売市場及び首都圏中央連絡自動車道等の交通インフラを活用した農業関係分野
- (12) 成田国際空港の航空ネットワーク又は地域の観光資源を活用した観光関係分野
- (13) 前号までの各号に掲げる分野の業務効率性又は収益性を高めるIT（情報通信）関係分野

(起業準備活動計画の確認申請)

第4条 告示第5の4の規定により起業準備活動計画の確認申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、起業準備活動計画確認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 起業準備活動計画書及び起業活動の工程表（別記第1号の2様式）
 - (2) 申請者の履歴書（別記第1号の3様式）
 - (3) 誓約書（別記第1号の4様式）
 - (4) 起業準備活動計画書補足説明資料（別記第1号の5様式）
 - (5) 申請者の旅券の写し
 - (6) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の当該者の住居を明らかにする書類
 - (7) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の当該者の滞在費を明らかにする書類
 - (8) 告示第5の6 (1) ⑤イ又はロのいずれかに該当することを立証する書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 告示第5の5の規定により起業準備活動計画の更新の確認申請をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、起業準備活動計画確認申請書（更新用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1) 起業準備活動計画書及び起業活動の工程表（更新）（別記第2号の2様式）
 - (2) 更新申請者の旅券の写し
 - (3) 在留期間の更新後6月間の当該者の住居を明らかにする書類
 - (4) 在留期間の更新後6月間の当該者の滞在費を明らかにする書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 申請者又は更新申請者は、前各項の規定により申請をした内容に変更が生じたときは、変更事項届出書（別記第3号様式）に変更内容を確認できる書類を添えて、1月以内に市長に届け出るものとする。

(起業準備活動計画の確認)

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る起業準備活動計画を確認し、事業の起業及び経営に関して識見を有する者の意見を聴いた上で、告示第5の6(1)又は(2)に掲げる事項に該当すると認めたときは、告示第5の6の規定により申請者に起業準備活動計画確認証明書（別記第4号様式。以下「確認証明書」という。）の交付を決定し、更新申請者に起業準備活動計画確認証明書（更新用）（様式第5号。以下「更新確認証明書」という。）の交付を決定するものとし、又は、告示第5の6(1)又は(2)に掲げる事項に該当しないと認めたときは、確認証

明書若しくは更新確認証明書の不交付を決定する。

- 2 前項に規定する確認証明書又は更新確認証明書の有効期限は、告示第5の7の規定により、交付の日から起算して3月とする。
- 3 市長は、第1項の規定により確認証明書又は更新確認証明書の交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第6号の1様式）により申請者又は更新申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第5項の規定により確認証明書又は更新確認証明書の不交付を決定したときは、起業準備活動確認結果通知書（別記第6号の2様式）により申請者又は更新申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、申請者又は更新申請者が成田市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるときは、前条第1項若しくは第2項の規定による確認申請を受理せず、又は確認証明書若しくは更新確認証明書の不交付を決定するものとする。

（在留資格報告）

第6条 起業準備活動計画の確認を受けた外国人（以下「特定外国人起業家」という。）は、東京出入国在留管理局長から「経営・管理」若しくは「特定活動」の在留資格の取得又は更新の決定を受けた場合、在留資格の取得等の報告書（別記第7号様式）により、当該決定を受けた日から起算して1月以内に市長に報告するものとする。

（起業準備活動計画の確認取消し）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により確認証明書又は更新確認証明書の交付を受けた特定外国人起業家が次の各号のいずれかに該当するとき、同条同項の規定による確認証明書又は更新確認証明書の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為又は不実の記載がある文書の提出等により当該確認を受けたことが判明したとき。
 - (2) 告示第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に即した起業準備活動が実施されていないとき。
 - (3) 起業準備活動の継続が不可能となったとき。
 - (4) 暴力団員等であることが判明したとき。
 - (5) 次条第1項の規定による確認又は同条第2項による面談等に正当な理由なく応じないとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、起業準備活動計画確認取消通知書（別記第8号様式）を当該取消しの対象者に通知し、第5条第1項の規定により交付した確認証明書又は更新確認証明書を市長に返却するよう求めるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、告示第8の1の規定により、本市の管理の実績として東京出入国在留管理局長に報告するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたことによって当該取消しの対象者に損害が生じたとしても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(起業準備活動の実施状況の確認等)

第8条 市長は、特定外国人起業家の上陸後又は在留資格の変更後1年（在留期間の更新後は6月）の間、告示第8の1及び5の規定により、1月に1回、特定外国人起業家の行う起業準備活動の実施状況に関すること及び生活状況等を確認し、その結果並びに本市が行った管理及び支援の実績等を経済産業大臣及び東京出入国在留管理局長に報告するものとする。

- 2 前項の規定による確認は、本市の職員並びに事業の起業及び経営に関する意見を有する者が特定外国人起業家と面談して行うものとし、本市の職員が必要があると認めるときは、当該職員が特定外国人起業家その他の関係人に對し、説明や書類の提出その他の対応を求めるものとする。
- 3 市長は、特定外国人起業家の行う起業準備活動の継続が困難であると判断したときは、当該特定外国人起業家に速やかに帰国するように指導するものとする。

(代理人への委任)

第9条 第4条1項に規定する確認申請若しくは第2項に規定する更新の確認申請、同条第3項に規定する変更事項届出書の届出、第5条第1項に掲げる証明書の受領、同条第3項又は第4項に掲げる通知書の受領、又は第7条第2項に掲げる通知書の受領について、申請者又は更新申請者は、弁護士又は行政書士であつて当該者の所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者に対し、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2第4項第2号の規定により申請人に代わって行うことを委任することができる。

- 2 申請者又は更新申請者は、前項の委任をしたときは、委任に係る契約書等の写しを市長に速やかに提出するものとする。

(国への報告様式等)

第10条 市長が経済産業大臣又は東京出入国在留管理局長に報告等を行うときの書類等は、次の各項に規定するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときに、市長が告示第8の9の規定により東京出入国在留管理局長に報告する書類は、外国人起業活動管理支援計画認定（取消し）報告書（別記第9号様式）とする。
 - (1) 本市の外国人起業準備管理支援計画に係る認定の申請について、経済産

- 業大臣が告示第5の規定により認定したとき。
- (2) 本市の外国人起業準備管理支援計画の変更に係る認定の申請について、経済産業大臣が告示第7の1の規定により認定したとき。
- (3) 本市の外国人起業活動管理支援計画の認定について、経済産業大臣が告示第10の規定により取り消したとき。
- 3 本市の外国人起業活動管理支援計画について、市長が告示第7の4の規定により経済産業大臣に軽微な変更を届け出るときの書類は、外国人起業活動管理支援計画の軽微な変更に係る届出書（別記第10号様式）とする。
- 4 本市が第7条第1項の規定により確認の取消しをしたとき、市長が同条第3項の規定により東京出入国在留管理局長に本市の管理実績として報告する書類は、定期報告書（別記第11号様式）とする。
- 5 第8条第1項の規定による本市の確認結果並びに管理及び支援の実績等について、1月に1回、経済産業大臣及び東京出入国在留管理局長に報告する書類は、定期報告書と同じ書式とする。
- 6 市長が告示第8の6の規定により経済産業大臣及び東京出入国在留管理局長に報告するときの書類は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 特定外国人起業家が起業準備活動を終了し、帰国したとき 特定外国人起業家帰国報告書（別記第12号様式）
- (2) 告示第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に即した起業準備活動が実施されていないことが判明したとき 起業準備活動不履行事実の報告書（別記第13号様式）
- (3) 特定外国人起業家による起業準備活動の継続が不可能となったとき 起業準備活動継続不可事由発生報告書（別記第14号様式）
- (4) 本市の外国人起業活動管理支援計画が告示第5に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明したとき 外国人起業活動管理支援計画における認定要件欠落報告書（別記第15号様式）
- 7 本市の外国人起業活動促進事業の状況について、市長が告示第8の10の規定により東京出入国在留管理局長に必要に応じて報告するときの書類は、任意の書式とする。
- 8 特定外国人起業家の受入れについて、本市が告示第8の11の規定により備え付ける名簿は、特定外国人起業家の受入れに関する名簿（別記第16号様式）とする。
- （文書の保存期間）
- 第11条 この要綱により実施する外国人起業活動促進事業に係る文書については、告示第8の11の規定により、起業準備活動終了後5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、成田市外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。